

## 政令第四百六号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令

内閣は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第四十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三十条の十三中「第二項」を「第四項」に改める。

第三十条の十四第一項中「に当該旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名がその者の旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを証する戸籍謄本等（戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。）その他総務省令で定める書面を添付して」を「を」に、「同項及び第四項」を「次項及び第四項から第六項まで」に改め、同条中第七項を第九項とし、第六項を第八項とし、同条第五項中「及び前二項」を「、第四項及び前項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項中「に氏に変更があつたこと並びに当該旧氏を当該変更の直前に称していたこと及び当該旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していた旧氏に係る旧氏の振り仮名であ

ることを証する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面を添付して」を「を」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 住所地市町村長は、前項の請求を行う者がその市町村の区域内に本籍を有しない者である場合において、府内確認手続によつてはその者の氏に変更があつたこと並びに当該請求に係る旧氏をその者が当該変更の直前に称していいたこと及び当該請求に係る旧氏の振り仮名が当該変更の直前に称していいた旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを確認できないときは、その者に対し、これらを証する戸籍確認書面の提出を求めることができる。

第三十条の十四第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 住所地市町村長は、前項の請求を行う者がその市町村の区域内に本籍を有しない者である場合において、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第一百二十条の二第一項の規定によりする同法第十条の二第二項（同法第十二条の二において準用する場合を含む。）の規定による手続（第五項において「府内確認手続」という。）によつては当該請求に係る旧氏及び旧氏の振り仮名がその者の旧氏及び当該旧氏に係る旧氏の振り仮名であることを確認できないときは、その者に対し、これを証する戸籍確認書面（同法第

十条第一項に規定する戸籍謄本等若しくは同法第十二条の二に規定する除籍謄本等又はその他総務省令で定める書面をいう。第五項において同じ。）の提出を求めることができる。

第三十一条第二項の表第三十条の三第二項の項を次のように改める。

第三十条の三第三項	
市町村長	区長
その市町村の住民基本台帳	当該区長が作成する住民基本台帳

第三十二条第一項中「第三十条の十四第二項」を「第三十条の十四第三項」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

##### （住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

2 住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「この政令による改正後の」及び「（以下「新令」という。）」を削り、「（新令」を「（同令」に改め、同条第二項中「（新令」を「（住民基本台帳法施行令」に、「新令第三十条の

十三及び」を「同条及び同令」に改める。

附則第三条第一項及び第四条第二項中「新令」を「住民基本台帳法施行令」に改める。

附則第六条中「新令第三十条の十四第一項から第四項まで及び第六項」を「住民基本台帳法施行令第三十条の十四第一項、第三項、第四項、第六項及び第八項」に改め、同条の表第二項の項中「第二項」を「第三項」に、「第四項」を「第六項」に改め、同表第三項の項中「第三項」を「第四項」に改め、同表第四項の項中「第四項」を「第六項」に改め、同表第六項の項から第六項の表第十五条の三第二項の項の項までの規定中「第六項」を「第八項」に改める。

附則第七条第一項中「新令第三十条の十四第一項（）」を「住民基本台帳法施行令第三十条の十四第一項（）に、「新令第三十条の十四第一項の」を「同令第三十条の十四第一項及び第二項の」に、「同項中次の表の上欄に掲げる字句は、」を「次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ」に改め、同項の表を次のように改める。

第一項

旧氏の振り仮名の記載を

字の記載を

旧氏に用いられる文字の読み方を示す文

<p>旧氏の振り仮名その他</p> <p>を、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（次項及び第四項から第六項までにおいて「住所地市町村長」という。）</p>	<p>旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字その他</p> <p>に当該文字が示す読み方を過去に当該旧氏に用いられる文字の読み方として使用していたことを証する書面（その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長（以下この項、次項及び第四項から第六項までにおいて「住所地市町村長」という。）において特別の事情があると認める場合を除く。）を添付して、住所地市町村長</p>
<p>旧氏の振り仮名に</p>	<p>旧氏に用いられる文字の読み方を示す文字に</p>

第二項

及び旧氏の振り仮名がその者の旧氏及び

がその者の旧氏

当該旧氏に係る旧氏の振り仮名

附則第七条第一項中「適用する新令」を「適用する住民基本台帳法施行令」に、「係る新令」を「係る同令」に改める。

附則第八条第一項中「係る新令」を「係る住民基本台帳法施行令」に、「新令」を「、同令」に改め、同条第二項中「新令第三十条の十四第七項」を「住民基本台帳法施行令第三十条の十四第九項」に改める。

## 理 由

旧氏及び旧氏の振り仮名の住民票への記載等の請求における戸籍謄本等その他総務省令で定める書面の添付を原則として不要とする必要があるからである。